

議案第 38 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 3 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い，調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので，地方自治法第 179 条第 3 項の規定により，提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市税賦課徴収条例（昭和30年調布市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2を次のように改める。

（法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、
3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1
とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1
とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3
とする。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とす
る。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とす
る。

附則第10条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規
定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が
完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施
行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条

又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかった理由

附則第21条第1項を次のように改める。

第52条の規定は，法第348条第2項第9号，第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において，第52条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは，「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2各号列記以外の部分中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め，同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，平成26年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き，この条例による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関す

る部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例附則第10条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「改正後の法」という。）附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 改正後の条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される改正後の法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 改正後の条例附則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。